

氏名	山口 謡 司
学位の種類	博士 (中国学)
学位記番号	博乙第29号
学位授与年月日	2012年3月22日
審査研究科	文学研究科
論文題目	寫本から刊本へ—唐代通行『尚書』の研究—
論文審査委員会	(主査) 大東文化大学教授 池田 知久 (副査) 大東文化大学教授 三浦 國雄 (副査) 大東文化大学教授 中川 諭 (副査) 明治大学教授 神鷹 徳治

山口謡司 博士論文 審査報告書

山口謡司氏は、1981年4月大東文化大学文学部中国文学科に入学し、1987年3月卒業(文学士)した。続いて同年4月同大学院文学研究科中国学専攻博士課程前期課程に入学、1989年3月修了(中国学修士)、同年4月同大学院同研究科同専攻博士課程後期課程に入学、1990年3月退学、同年4月英国ケンブリッジ大学東洋学部共同研究員となる(至現在)。その後、1993年9月仏国国立高等研究院人文科学研究所アジア言語研究センター大学院博士課程後期に入学、1996年3月退学した。

同年4月大東文化大学文学部中国文学科専任講師となり、2001年4月同助教授に昇格した(准教授、至現在)。なお、他の職歴としては、1990年3月財団法人東洋文庫兼任研究員となり(至平成5年3月)、また1992年12月、ベルギー、ルーヴァン・カトリック大学図書館研究員となる(至1996年4月)。この間、本博士論文の基礎となる学問的研鑽を続け、参考論文として提出した「敦煌本『文選音』について—附・翻印」「越刊八行本尚書正義の遞修について」等を公刊してきた。本論文は、それらを基礎にしながらもその後の新研究を大量に追加して成ったものである。

1. 論文の要旨および特色

山口氏の博士学位請求論文「写本から刊本へ—唐代通行『尚書』の研究—」は、儒教の最重要經典の一つ『尚書』というテキストを対象を選び、唐代に通行していた『尚書』各種の写本の本文中に揺れが存在することを把握し、それ以前の魏晋時代の写本『尚書』の思想的解釈の可能性、以後の宋代の刊本の出現の意義、引いては、それを使用する『尚書』解釈の展開や宋学という思想体系の成立、等に対する見通しを模索した論文である。また、

この研究を通じて、『尚書』経文と孔安国伝（以下、孔伝と略称）の両方に渡って、唐代通行の『尚書』を種々様々の写本資料を駆使した上で復元した論文である。

全体の構成は、以下の目次に示されているとおり。

序 論

- 一、写本と刊本
- 二、字書の改訂と訓詁の変化
- 三、テキストの変化と復元の問題
- 四、顔師古「定本」と唐代通行『尚書』
- 五、現存する唐写『尚書』諸本

越刊八行本『尚書』攷

本 論

- 一、『太平御覧』所引『尚書』攷
- 二、『秘府略』紙背『尚書』攷
- 三、『芸文類聚』及『初学記』所引『尚書』攷
 - 一、『芸文類聚』所引『尚書』について
 - 二、『初学記』所引『尚書』について
- 四、『文選』李善注所引『尚書』攷
- 五、『群書治要』所引『尚書』攷
- 六、『後漢書』李賢注所引『尚書』攷
- 七、『一切経音義』所引『尚書』攷
- 八、原本系『玉篇』所引『尚書』攷

結 論

以上の他に、「写本から刊本へ—唐代通行『尚書』の研究—資料篇」が付属しており、これも本論文を構成する不可欠の部分である。

以下、本論文の要旨と特色を章節ごとに略述する。

「序論」は、本論文の問題意識や方法論を明らかにした理論的な予備作業である。

「一」では、南朝の梁代顧野王が543年に編纂した字書『玉篇』の、我が国に残存する写本（奈良・平安鈔写の原本系『玉篇』）を例に取り、その使用文字や『尚書』経文・孔伝等古典の引用を通じて行う訓詁・考証を、北宋1013年にこれを改編した刊本『大広益会玉篇』と比較した結果、『大広益会玉篇』は本来存在したはずの文字・古典引用・訓詁等を大幅に変更しており、写本である原本系『玉篇』こそが唐代までの顧野王の本来の『玉篇』であることを概観する。本論文の問題意識—唐代の写本『尚書』を研究する意義、また宋代の刊本『尚書』との比較研究を行う意義は、この点に求められている。

「二」では、上述した字書における訓詁・考証の変更の原因を、唐代から宋代にかけての漢語の発音の変化に求め、またそれが経書の経文自体や注釈の内容にも影響を与えたことを、『尚書』堯典を具体例に取って論ずる。

「三」では、写本『尚書』の復元という課題を立てる理由を説明する。——①『尚書』は、儒教の根本経典であるだけでなく、東晋の梅賾による（古文の科斗文字を隸書で定本

化した) 隸古定『尚書』から唐代玄宗の勅命による衛包の改字を経て開成石經『尚書』が作られ、後に宋代の刊本『尚書』が作られた、という特別の経緯を持ち、写本から刊本へという課題を追究するのに格好の資料である。②我が国には奈良・平安の写本『尚書』が現存するが、それらは中国ではすでに亡逸した唐代写本の片鱗を窺いうるテキストである。③唐代には『群書治要』『芸文類聚』等の類書が作られ、唐代の写本『尚書』がこれらに多く引用され、また『文選』李善注や『後漢書』李賢注等にも唐代の写本『尚書』が引用されている。これらを渉獵することによって、唐代通行の写本『尚書』を知りうる、と。

著者は、しかしこの方法によっても唐代『尚書』の本文を固定的には把握しえない、テキストが常に変化しているからだとして述べて、テキストの変化を抑制するための、顔師古「定本」の制作、孔穎達『正義』の編纂、開成二年(837)石經の建立、宋代以降の刊本の発行、等があったにもかかわらず、実際はテキスト間の異同が多かった事実を指摘し、かつて一定のテキストを探求した清朝考証学の『尚書』復元の目的に批判の目を向ける。——彼らの目的は、文献が本来持つ固有性を明らかにするのではなく、文献のあるべき理想形を求めることにあった、と。そして、彼らのこうしたあり方は、日本の写本や敦煌本(唐代の写本)を目睹しえなかったことに条件づけられていたと指摘しつつ、その最も優れた『尚書』研究である戴震・段玉裁等に即して分析を進め、彼らは復元しようとした『尚書』がいつの時代のものかを明示しないが、実は漢代の『尚書』を求めていたのではないかと推測する。その上で、宋代以降の刊本『尚書』から時代を一気に遡って漢代『尚書』を復元するのは不可能であり、この点に鑑みて、唐代の写本『尚書』の実態を知るならば、最近の出土竹簡や一般に写本の特徴を把握することも可能となり、引いては写本から刊本へという経書の固定化の問題にも接近できるとして、唐代写本『尚書』の性質を探るための文献学的研究を行うことが目的であると、本論文の課題を明確にする。

「四」では、まず、633年の顔師古による定本『五經』の考定とこれに基づく638年の『五經正義』の撰定の経緯を述べる。また、それ以前に存在した多数の『尚書』注釈書は宋代までに亡逸し、定本『尚書』もわずかしかなかった事情を解明する。次に、当時、定本『尚書』の文字に異同が生じていたと仮定し、かつそれが事実であることを証明する。さらに、『漢書』顔師古注が引用する『尚書』経文を検討し、それを唐代写本『尚書』の片鱗を留める静嘉堂文庫蔵内野本・足利学校本等々で対校した結果、「定本」・『正義』・顔師古『漢書注』(641年)ができた後も、『尚書』経文は我々が考えるように固定したものではなく、伝文・疏文もまだ確定せず変動していた、と結論づける。この地点から、我が平安の『令集解』所引の『尚書正義』等を利用しない吉川幸次郎氏『尚書正義』原本の復元(1939年)方法に、唐以前の写本と宋以後の刊本の文献的性格の断絶に不注意であったとして疑問を投げかける。さらに、『尚書』については、744年の衛包改字(古文を今文に改めた)の問題があるとして、『尚書』経文が唐代通行の字体に改められた経緯を解明する。最後に、開成石經の開刻について触れ、衛包改字からすでに多年が経過して、新定本『尚書』も経文を修訂する必要が生じていたために、唐代文宗によって石經が作られた経緯を略述する。そして、唐代通行の『尚書』と言っても、顔師古による「定本」、孔穎達の『正義』、衛包の改字、開成石經、の約110年の間に、経文の揺れが生じていた実情を確認する。

「五」では、衛包改字以前の『尚書』は全て失われたわけではなく、敦煌本、日本伝存の写本、唐代編纂の類書の引用等を調査すれば、古い『尚書』の性質を知ることが可能であると前置きして、大英博物館・パリ国立図書館蔵の敦煌本『尚書』の多数を紹介しつつ、その内著者が直接目睹したものについて分析を行う。また、日本伝存の奈良乃至室町の写本『尚書』多数を列挙し、著者が直接目睹したものについて詳細な書誌を記す。すなわち、岩崎本・内野本・足利学校本等々を紹介し、それぞれの文献としての特徴について論及する。他にも日本には、『令集解』所引『尚書』のような唐写本『尚書』も存在することを指摘した上で、これらを全面的に利用すれば、衛包改字以前の唐代通行『尚書』を復元できる、とする方法論と見通しを提起する。

「越刊八行本『尚書』攷」も、「本論」に先立つ予備的考察である。

まず、1815年刊南昌府学本『尚書注疏』は、清代中期に阮元が達成した清朝考証学の優れた成果であるが、元刊十行本明修本を底本としており、その基づくところは南宋初に刊行された越刊八行本であることを解明する。越刊八行本の重要な価値に論及した後、そのテキストは現在ただ二本しか残されていないことを指摘し、その由来が元修本である、中国では清代に入ると伝存しなくなった、日本では足利学校に保存されて山井鼎『七経孟子攷文』の校勘に利用された（1718年）、その後熊本藩時習館が1847年に覆刻した、等のことを述べる。他の一本の北京図書館本については、これも日本伝存の越刊八行本である、1881年に来日した楊守敬が購入して中国に持ち帰り、1986年『古逸叢書』に収めて影印出版した、等のことを説明して、両本の間隔を検討しその詳細な書誌学的調査に基づいて、北京本の方が足利本に比べて逋修の程度の少ない原刻初印本に近いテキストである、と結論する。著者の追究はこれに止まらない。越刊八行本以降の十行本や各種明版は時代が降るに従って本文に異同が多くなることを指摘し、刻工の誤刻、言語の変化、政治的意図による改訂等の理由に触れながら、原刻の逋修という書誌学的な観点から、『尚書』の経文・孔伝・疏文の変化のそれぞれについて詳細な調査を行い、これらは数次に亘る逋修によって生じたテキストの変化である、と認定する。

続いて、越刊八行本と単疏本『尚書正義』の関係について論究する。越刊八行本の経文は開成石経に基づくが、孔伝は五代の開版で、北宋初の国子監の再刊であろうと認める。ところで、日本には宮内庁書陵部に単疏本『尚書正義』が所蔵されるが、北宋太宗の端拱・淳化年間に国子監で開版された単疏本『尚書正義』ではなく、またその文字の誤りを正した咸平二年（999）出版の『尚書正義』でもなく、靖康の変後の金刻本に近いテキストであり、1145年に南宋高宗の詔により国子監本をもって対校したテキストであろうと推測する。さらに、越刊八行本と宮内庁単疏本を比較して、両本に異本としての相異はなく、ともに咸平二年刊本に拠るテキストであろうと述べる。また、越刊八行本と開成石経を比較して、両本に大差はなく、よって越刊八行本は開成石経の誤りを正して成った可能性が高いことを指摘する。このような考察と検証を通じて、著者の方法——経伝疏を合刻した越刊八行本が、本文の異同を論ずるのに最も依拠すべきテキストであり、北京大学本（2000年刊）がこれに次ぐと認めること——の正しさが確認されたのである。

「本論」は、以上の予備的作業・考察を受けた本論文の核心部分である。本論文中、最大の分量を占め、著者の手による堅実な考証を積み重ねて、類書・注釈等凡そ九種の引用する唐写本『尚書』を大量に復元すると同時に、越刊八行本『尚書』の校勘を通じて写本から刊本への展開という現象の『尚書』形成史上における意義を論ずる。

「一」では、まず、『太平御覧』という類書が北宋 977 年太宗の勅を奉じて李昉等が編纂し 983 年に完成した、現存する宋刊本は我が金沢文庫本だけである、『四部叢刊』影印本は南宋 1199 年の序文を持つ蜀刊本である、同刊本は東福寺と宮内庁書陵部が所蔵するが『四部叢刊』本はこれらを利用している、等の基礎的事実を解明する。また、北宋の 988 年太宗が勅命を發し国子監で『五經正義』を校刊させ 994 年に完成した、しかし文字に誤りが多かったためさらに刊定を続けて 999 年に刊行された、その後、南宋 1145 年に高宗の詔により国子監本との対校本が開版された、宮内庁の単疏本『尚書正義』は同刊本かもしれない、等の基礎的事実を略述する。以下、比較・校勘に使用する『尚書』テキストは上述の越刊八行本である。

以上を踏まえて、『四部叢刊』本『太平御覧』所引の『尚書』の内、ただ 1 条だけが残る『正義』の引用、経文の引用多数、を調査・検討した結果、『太平御覧』編纂時に使用した『尚書』は越刊八行本やそれに近いテキストではなく、唐代に編纂された先行類書等にあった古い『尚書』であろうと推測し、このことを校勘作業を通じて明らかにするのが本章の課題であると述べる。その後、具体的かつ詳細な校勘作業を行っている。

「二」では、日本の平安中期以前の写本である前田尊経閣文庫蔵『秘府略』の紙背にある『尚書』裏書を取り上げて、これが遣唐使のもたらした唐鈔本系統のものである可能性が高いと認め、対校の資料に用いて越刊八行本との異同を調査・考証する。それに先立って、まず、『秘府略』の『尚書』裏書の文献学的な基礎的事実について論究し、この裏書は平安初期の『秘府略』書写から遠くない時代に書かれたものであろうと推測する。また、著者自身の実見に基づいて、『尚書』の部分が隸古定『尚書』の面目を持つこと、斯波六郎氏が未解決のままにした個所もこれを用いて解決できること、を明らかにする。

次に、『秘府略』紙背『尚書』を使用して、越刊八行本との校勘を行う。実際には『尚書』経文・孔伝の異同につき、堯典・舜典・伊訓を取り上げて比較・検討する。これらは、斯波氏の『文選』李善注所引『尚書』の考証を参照しつつ進めたものであるが、その結果、『秘府略』紙背は足利本・内野本と相似するがそれらの全てとは一致しない、また李善注『尚書』に非常に近い唐鈔本系の経文・伝文であり、宋刊本とは性格が異なる——衛包改字以前、さらには『正義』撰定以前に遡る可能性のあるテキストである——と結論する。

続いて、疏文の検討に入る。その中で、玄宗による衛包改字には、玄宗の則天武后勢力を一掃するという政治的意図もあり、則天武后の作った則天文字を嫌ったためであろうと推測し、その観点から紙背『尚書』に含まれる一部の隸古定字が則天文字に近似するので、疏文は必ずしも『正義』作成以前に遡ると断定できないかもしれないと、慎重な態度を表明する。しかし、『秘府略』の成立過程を検討した結果、その紙背を書いた季房なる人物が、『秘府略』の写しを入手しかつ『修文殿御覧』『政事要略』を繙いて、『正義』成立以前の古い『尚書』を紙背に写すことも可能であった、と推測する。こうした事情から、『政事要略』『弘決外典鈔』等所引の『尚書』疏文も、隸古定『尚書』復元のための重要な資料となるという見通しを述べる。

「三」は、二つの部分から成る。その「一」では、『芸文類聚』は唐代 627 年に成書された、現存する最古の刊本は上海図書館蔵南宋紹興刊本である、等の基礎的事実を論究した後、『芸文類聚』と越刊八行本の対校を行う。また、『太平御覧』所引の『尚書』と『芸文類聚』所引の『尚書』を比較・検討をも行っている。その「二」では、まず、『初学記』の編纂の基礎的事実を解明する。——玄宗が 726 年詔勅を徐堅に下し、727 年ごろに上奏された。それ故、本書の編纂は衛包改字の 17 年前のことであり、重要な資料であると注意を喚起する。次に、『初学記』所引『尚書』と越刊八行本の対校を行う。最後に、『初学記』だけでなく、以上の三類書所引の『尚書』を、清朝考証学が『尚書』本文の復元に利用したか否かという問題を立て、詳細な調査を行った後、『太平御覧』については、清朝考証学の『尚書』研究の大家である江声・孫星衍・王鳴盛・段玉裁は多少は引用したが、『芸文類聚』についてはほとんど引用せず、『初学記』に至っては四名とも引用無し、という結果である事実を報告する。彼らが以上の類書を利用しなかった理由を、類書に含まれる異文の処理方法を持たなかったためだとして、清朝考証学の限界を指摘する。

「四」では、斯波氏の研究に依拠してその方法・結論を吸収している。テキストの問題については、『文選』李善注は唐代 658 年に高宗に献上されたものであるが、斯波氏が、諸本中で明代嘉慶（16 世紀半ば）刊胡克家本が李善単注本の最善のテキストとするのを引用する。しかし、著者は必ずしもこれに全面的には依存せず、本書は宋代 1181 年の刊本の覆刻であり、斯波氏が同系の早い時期の尤表本を見ていない不備を指摘する。また、李善注所引『尚書』は孔穎達等『尚書正義』の拠った本と同一種である、とする斯波氏の説を紹介する。続いて、斯波氏が胡克家本と日本伝存の『文選集注』を利用して、李善注所引『尚書』の本文を復元した業績を概説する。その最後の部分には、著者が斯波氏から吸収した知見がまとめられている。——李善注が用いた『尚書』は衛包改字以前のテキストであるので今本『尚書』よりも古字が多い、それだけでなく『尚書』経伝も李善注の引用は今本と大いに異なる、それ故、李善注所引によって今本『尚書』を訂正しうる個所は多い、版本の時代になっても李善注所引は衛包改字を免れて古字をそのまま残している、等である。また斯波氏は、李善注所引『尚書』経伝を、隸古定『尚書』として古字を残す敦煌本・内野本・九条本等々と比較するが、著者はこのやり方を積極的に吸収しており、これも著者の方法論に重要なヒントを与えたものと考えられる。

「五」以下の諸章は、従来の『尚書』本文の復元では使用されることのなかった諸書の所引に基づく、著者独自の調査・研究である。

「五」では、まず、『群書治要』が唐代 631 年に太宗の詔勅を奉じて作られた類書である、その時期は『芸文類聚』の編纂開始から 7 年後である、その引用は唐初の『尚書』の姿を伝える、等のことを述べる。次に、その写本は南宋初期（乾道五年以後）には逸亡したが、日本には早くから伝えられ仁明天皇が講読する（838）等、平安から鎌倉に至るまで天皇が講読していた、平安写本が東京国立博物館に伝わり鎌倉写本が宮内庁書陵部に所蔵される、『群書治要』は『芸文類聚』『文選』李善注等に比べて『尚書』経伝を多く引用する、これらは唐初に通行した貴重な『尚書』本文である、等の基礎的事実を解明する。

続いて、鎌倉写本『群書治要』所引『尚書』経伝と北京大学本の異同を校勘する作業に入る。作業の目的は、上述の諸章と同様、『群書治要』所引『尚書』の中に唐初写本の古い経文・伝文が多く含まれることを検証することにある。そのために、北京大学本との異

同だけでなく、『北堂書鈔』『後漢書』李賢注等他書の引用や、唐写本『尚書』の片鱗を残す敦煌本・内野本・足利学校本等々との異同、の指摘をも行い、その際しばしば孫星衍・段玉裁等の清朝考証学の成果をも参照する。最後に、以上を総括して結論する。——『群書治要』所引『尚書』は北京大学本と比べて隸古定字が多用されており、経伝にも相異がある、これらの点は『文選』李善注所引『尚書』と共通する、ただし『群書治要』所引は日本伝存の古写本や敦煌本よりも隸古定字の使用が少なく、それはまた内野本以下の古写本に「摺本」「印本」として附記されたものに近い、それ故、鎌倉写本『群書治要』は衛包改字以降に書写されたテキストが日本に将来されたものであろう、と。

「六」では、まず、顔師古『漢書注』の成立を、それ以前の『漢書』研究の集成であり、六朝末から隋・唐初における漢書学の水準とその帰結点を示すものであったと意義づけ、また、李善が『文選注』を奏上したのは658年、李賢が『後漢書注』を奉じたのは676年であり、李賢の注釈の方法は李善から大きな影響を受けた、具体的には李善の引文の義例二十三条を利用した可能性がある、等の基礎的事実を解明する。次に、『後漢書』李賢注所引『尚書』と北京大学本・古写本の異同を詳細に校勘する作業を行う。最後に、以上の作業を総括する。——李賢注所引『尚書』は『芸文類聚』『初学記』等の類書の引用に比べて北京大学本に甚だ近い、と。その理由は、李賢が利用した『尚書』は唐の宮中にあった由緒の正しいテキストであり、宋代、『後漢書注』の刊本が作られた際に校訂が加えられた、等と述べつつ、日本伝存の九条家旧蔵（平安中期以前）写本残巻は唐の高宗以後、玄宗以前の鈔写であるが、そこに用いられている文字等は唐写本『尚書』に通有の隸古定字に通ずるものであり、このように『後漢書注』の写本から刊本が作られる際に校訂が行われたことをもって、自説への傍証とする。

「七」では、まず、後漢後期以降、西域との交流が盛んになった結果、漢語・漢字の発音表記が移入されその音韻学的分析が誘発された、特に反切法が発明されて従来の直音法よりも精確な発音表記が可能となった、等のことを概説する。次に、隋唐間の音韻体系を詳細に記した玄奘『衆経音義』と慧琳『一切経音義』が登場する経緯とテキストについて基礎的事実を解明する。——玄奘『衆経音義』は唐代649年の少し前に編纂されたが、日本には736年以来著録があり早くから写本が将来されていた、『一切経音義』の写本としては大治三年（1128）本が東京国立博物館、宮内庁書陵部に保管されており、1932年山田孝雄氏により影印され、1980年汲古書院からも影印出版された、山田氏によれば、北宋版が最古で南宋版・高麗本がそれに次ぐが、唐代の面目を最も多く伝えるのは大治本である、『一切経音義』は807年に成り『衆経音義』を内に組みこんでいる、等。続いて、高麗本『一切経音義』を取り上げその所引『尚書』経伝を、北京大学本および古写本『尚書』と詳細に対校する。最後に、上述の大治本所引『尚書』と著者の使用した高麗本所引『尚書』の比較・検討を行う。これを通じて、大治本が高麗本よりも日本の古写本と合致することを実証して、著者の今後の研究課題をも確認している。

「八」では、まず、『玉篇』のテキストを二大分し、一は原本系『玉篇』で日本に伝存する旧鈔本、二は北宋1013年に刊定された『大広益会玉篇』である。後者には二種あり、一は、宮内庁書陵部蔵南宋寧宗朝刊元修本で1020年に官刻されたが原刻は逸亡した、宮内庁本は後者の覆刻本であるが原本系『玉篇』の訓詁部分を大幅に節略して作られており、まま古典の引用がある。二は、北宋末元初本で、内閣文庫蔵本・尊経閣文庫蔵元刊（1325

年)本であるが、訓詁は宮内庁本とも異なり、古典の引用は全くない。これに対して原本系『玉篇』は、訓詁・注釈の中で古典を引用し、なお唐鈔本の面目を残す、また中華書局『原本玉篇残卷』がある、等の基礎的事実を解明する。次に、中華書局本『原本玉篇残卷』を取り上げその所引『尚書』経伝を、北京大学本および古写本『尚書』と詳細に対校する。最後に、原本系『玉篇』所引『尚書』は、古写本『尚書』と相い通ずる本文が存し、宋刊本と異なるものが多い、宋版『玉篇』が宋代以降の『尚書』本文を反映するのに対して、原本系『玉篇』は古写本と同じ『尚書』本文によって作られている、と結論する。

「結論」では、以上の「序論」と「本論」の考証を踏まえて、それらを総括する。

第一に、孔伝文に唐代まで多くの揺れがあったと推測する。東晋の太興年間(318~321)に『尚書』孔伝が学官に立てられたが、孔伝は仮託の書であり、馬融注・鄭玄注・王肅注に由来する注釈から成っていて旧注を参照した部分が多い。この東晋の孔伝は唐初に至るまで不安定で揺れが多かったという事情もあり、そのために顔師古の「定本」が作られた、と解釈する。以上の解釈の正しさを補強する目的で、著者は、劉宋裴駟『史記集解』(宋代の仁寿本)所引『尚書』と北京大学本を比較して相異を指摘し、相異の原因として写本(北京大学本がこれに近い)から刊本(仁寿本)に至る過程に本文校訂が介入することを指摘する。このような方法(写本によって刊本の誤りを正す)の有効性は、那波利貞氏の『史記』研究、太田次男・神鷹徳治氏の『白氏文集』研究、原田種成氏の『貞観政要』研究、斯波六郎氏の『文選』研究等においてすでに検証済みである、と主張して、写本と刊本との懸絶、刊本を作る際の校訂における価値判断の存在を結論する。

第二に、上記の価値判断の一つとして、写本は現代の我々が考えるような固定的な性質を持たなかった、だからこそテキストの固定を目指して刊本が作られたという事情を挙げる。その根拠として、「本論」の叙述の中から、諸書引用の『尚書』孔伝の逸文が若干例あることを挙げる。これらは夥しい数の孔伝逸文の氷山の一角にすぎず、その後の宋刊本等から消え去った孔伝が唐写本にまだ存在していた証拠であり、唐代通行の『尚書』孔伝は我々が見る宋本以降の孔伝とかなり違っていた、と推断する。

第三に、『尚書』経文についても、諸書の引用や古写本等が宋刊本と異なる場合が多いことを、確実な例を挙げて論証する。論証の過程では、上述の「本論」における方法を駆使するのは勿論であるが、特に清朝考証学の業績、例えば李遇孫・段玉裁・孫星衍等々を頻繁に参照しながらも、彼らの限界を批判してそれを乗り越えようと努める。批判の主な内容は、彼らが宋刊本や唐写本において『尚書』本文が確定していたと見なす近世的固定的な著作観念を有していたこと、その結果『文選』李善注や古写本に反映している唐代通行の『尚書』を復元しえなかったこと、である。

第四に、閻若璩に始まる清朝の『尚書』の文献学的研究の歴史を略述しながら、その課題と著者自らの立場を論ずる。——閻若璩は梅賾によって偽孔伝が作られたことを解明して、以後の『尚書』研究に大きな影響を与えた、その後、段玉裁によって漢代から唐代の衛包改字に至るまでの『尚書』の文献学的研究が初めて行われた、しかし、段玉裁を始め清朝考証学の『尚書』研究には限界がある、流布の範囲が狭い写本と範囲が広い刊本では、書物としての性格が全く異なる点を意識しなければならない、このことから梅賾による偽孔伝の作成を今日言う偽作という概念では捉えず、また閻若璩の読み直しを進める必要も

生ずる、唐写本『尚書』の復元は本文の揺れを把握することを通じて、それ以前の魏晋の写本『尚書』の思想的解釈を可能にするだけでなく、それ以後の（写本の刊本化に新たな価値観を提供した）宋学以降の『尚書』解釈を解明するための資料ともなる、と述べる。

なお、以上の博士論文に付属している同名の資料編は、南宋初期の越刊八行本を底本とし、それに「本論」で行った全ての考証の成果を盛りこんで、衛包改字以前の唐代通行の『尚書』経文と孔伝を復元したものである。論文六〇四ページ、資料編七七六ページ、合計一三八〇ページ、一〇〇万字以上に上る大作である。

2. 論文審査の内容および評価

本論文は、『尚書』の文献学的研究として優れた論文とすることができる。特に高く評価することができるのは、以下の諸点である。

第一に、本論文は、儒教の重要な経典『尚書』の経文と伝文に即してその開頭から末尾まで全面的に、我が国に伝存する『尚書』を中心とした旧鈔本、敦煌本等の唐写本『尚書』、唐代の類書・字書所引『尚書』を大量かつ多角的に使用して、唐代通行の『尚書』の内容とその特徴を明らかにした。我が国の古写本を利用する中国古典の文献学的研究は、斯波六郎氏の『文選』李善注所引『尚書』の研究を始めとして近年では次第に行われるようになっており、著者も斯波氏の研究から多大の影響を受けている。しかし、『尚書』に関する上記のような大量・多角的な利用は著者が初めてであり、特に日本古写本の利用は日本の研究者の利点を活かした優れた研究である。

今日に至る研究史を振り返ってみると、江戸中期、山井鼎『七経孟子攷文』によって紹介された足利学校蔵室町写本は、宋代以降の刊本経典と異なる点があることで、清朝の考証学者を驚かせその発展に影響を与えた。これを偽作とする清朝学者もあったが、清末にスタインとペリオが敦煌で唐写本を発見して以来、日本伝存の旧鈔本が敦煌本と類似することが明らかになっていった。『尚書』に関しては、早く阮元『十三経注疏校勘記』が山井鼎の利用した足利学校によって校勘を行ったが、実物を見たことがない阮元はこれを刊本の一つと誤認して、日本写本の重要性に気づくことはなかった。また、清朝考証学の『尚書』研究の最高峰は段玉裁『古文尚書撰異』であろう。彼の検証する古文は漢代以前の文字・文献であるが、唐代の文献に関しては類書等を使用し、また漢代の隸書の碑文等をも利用する。その研究成果は漢代『古文尚書』の復元という点では精緻なものであるが、宋刊本から一足飛びに漢代以前に遡るという方法論的な無理を犯しているために、唐代通行の『尚書』を反映する日本古写本は眼中になく、また同じ意味を有する類書・字書に基づく考証も甚だ乏しく、さらに敦煌本の存在もまだ知らない、という状況であった。その後、羅振玉・神田喜一郎等が、敦煌本や日本旧鈔本を研究してそれらの文献学的重要性に注意を促したが、『尚書』を始めとする個々の文献に即して写本と刊本の間にいかなる相異があり、それがいかにして発生したかという基本的な問題については、十分な研究が行われてこなかった。ここに、本論文の研究史上における重要な意義がある。

第二に、今日、我々は特に儒教経典の本文について、権威もあり固定したテキストと考えがちである。それは宋代以降、国家や皇帝のお墨付きで美しく調えられた官本が刊行され、読書形態も範囲が広く視覚的な読書を目的とする刊本文化が出現した後の、通行テキ

ストを見慣れているためであろう。しかし、こうした固定的な經典觀に対しては、時代・社会・文化状況の相異に応じた限定を加える必要がある。この種の問題に対して、本論文は、具体的に『尚書』の経文・伝文の一々に即し極めて実証的かつ精緻な考証と分析に基づいて、以上の内容の明確な主張を展開した。

そもそも宋刊本の登場する以前のテキストの普通の形態は写本である。本論文は、越刊八行本や北京大学本の宋刊本『尚書』を比較の基準に取り、我が旧鈔本、敦煌本等の唐写本、類書・字書等に現れた『尚書』経伝を大量かつ多角的に使用して、唐代玄宗による衛包改字以前の『尚書』経文・孔伝の復元を試み、またそれを行うための基礎作業や新しい視点の提示を行っている。本論文が実証したところによれば、唐写本は宋刊本に比べてテキストとして揺れがあり、その振幅の幅が大きいという性質を持つ。それは経文もそうであるが、孔伝は一層甚だしい。これらは宋代に印刷されるに至り、初めて経文・伝文が確定されて、今日見るような形態になったのであるが、これによって『尚書』経文・伝文自体の多様性を狭めることがないように注意しなければならない。なぜなら、このような思考を通じて初めて、それ以前の魏晋の『尚書』の思想的解釈の可能性、以後の宋代の刊本の出現の意義、引いてはそれを使用する『尚書』解釈の展開、宋学という思想体系の成立、等に対する見通しを模索しうるからである。

本論文は、『尚書』の中でも孔伝については、それが偽託されたものであるという性質も加わって、非常に多くの異文を持つことを具体的かつ詳細に解明した。近年の中国における『尚書』のまとまった研究としては、臧克和『尚書文字校詁』（1999年）を挙げることができよう。本書は、その経文については日本旧鈔本・敦煌本と対校して、唐代『尚書』の復元を行おうとするが、孔伝については全く言及していない。こうした研究の現状から考えても、本論文の意義が小さくないことを確認することができる。

以上は、本論文の有する優れた意義の中でも、方法論に関わるものである。これ以外にも具体的な意義は少なくないが、以下の二点（第三と第四）だけを述べるに止める。

第三に、「越刊八行本『尚書』攷」や「本論」の各章節で考証した諸問題についても、近年の研究史における新達成として高く評価すべき成果が含まれている。

その一は、「越刊八行本『尚書』攷」において、長澤規矩也・阿部隆一氏が未解明のままにしておいた、越刊八行本『尚書正義』の二本の関係について、北京図書館本の方が足利学校本よりも通修の加わらない原刻を多く残す善本であることを明確にした。

その二は、開成石経『尚書』については、有力な先行研究として小林信明氏の業績があるが、本書はこれが越刊八行本に繋がるテキストであることに言及しない。本論文は、「越刊八行本『尚書』攷」において、越刊八行本と開成石経を比較・検討して、越刊八行本が開成石経の誤りを正して成った可能性のあることを解明した。

その三は、「本論」の「一・二・三・五」において行った、主に唐代に編纂された類書所引『尚書』経伝と越刊八行本および日本旧鈔本・敦煌本等の比較・検討である。これらの作業が、段玉裁を始め清朝考証学の『尚書』研究によっては十分に行われなかった状況については上述した。これらの諸書に反映している唐代通行『尚書』の復元は、本論文の新しい研究成果である。その内、『秘府略』は国書であり、『群書治要』は日本に伝存する旧鈔本である。本論文は、唐初の『尚書』、場合によっては衛包改字以前の『尚書』を復元するために、これらを有効に利用している。

その四は、「本論」の「六」において行った、『後漢書』李賢注所引『尚書』と北京大学本の対校である。この資料を使用する『尚書』研究は従来なかったものである。

その五は、「本論」の「七・八」において行った、『一切経音義』と原本系『玉篇』所引『尚書』と北京大学本の対校である。これらの資料を使用する『尚書』研究も、従来なかったものであるが、本論文はこれらに反映した唐初『尚書』の名残りを実証した後、その資料的価値を確認している。

第四に、「越刊八行本『尚書』攷」と「本論」のどの章節においても、本論文は論述に入るに先立って必ず、校勘の対象とする諸文献、比較のために使用する諸文献、あるいは参考のために引用する諸文献、等に関する、詳細な書誌学的調査・検討を行う。そのために挙げる文献については、中国古典の宋代より清代・現代に至る重要な刊本・覆刻本・影印本、またそれらの日本で開版した（主に江戸の）刊本等は全て遺漏なく吟味し、またそれらが我が国に伝存する場合は奈良・平安・鎌倉時代の旧鈔本を宮内庁書陵部・足利学校等々に赴き直接目睹した上で、自らの調査・吟味に基づく基本的かつ有意義な分析・紹介を行う。したがって、こうした分析・紹介は、それぞれの文献について読者が安心して依拠できるものとなっている。また、こうした幅広い文献の分析・紹介の中で、個々の論述に最適・最善のテキストを使用していることは、言うまでもない。本論文の渉獵の範囲は、中国古典の写本・刊本は勿論のこと、最近中国各地から出土している新資料にも及び、時には『秘府略』『令集解』といった日本の国書にも眼を通し、さらには同じく『政事要略』『弘決外典鈔』にまで言及してそれらの引く『尚書』を利用する姿勢を示す。さらに、唐写本『尚書』として見逃すことのできない近年の資料に、スタインとペリオが将来した敦煌本がある。これらも本論文の論述に十分に活かされている。

また、本論文は、清朝考証学による『尚書』の文献学的研究を高く評価し、段玉裁を始めとする諸研究をたびたび引用・参照する。しかし、その限界を指摘することを忘れないのは、著者の出発点がそれに対する批判にある以上当然のことであり、また現代日本の学問としては必要な態度である。清朝考証学を除いて、本論文は使用する文献についての先行の重要な研究——例えば『尚書』では小林信明・劉起釡氏等々、文献学・書誌学では長澤規矩也・阿部隆一氏等々、『文選』では斯波六郎・富永一登氏等々——を、十分に踏まえて自説を展開している。それ故、その主張は公平かつ客観的であり、相当の説得力を持つと言えることができる。

最後に、本論文の瑕瑾を指摘しておく。一つは、分量において膨大な大作であるためもあって、パーソナル・コンピュータによる入力ミスまたは変換ミスが見られることである。本論文は文献学的研究であるから、文字や表現の正確さが強く求められる。著者の研究の今後の進展のためにも、この点の改善を求めたい。二つは、清朝考証学の文献学的方面はよいとして、その思想的方面については、著者の理解に曖昧さがあると感じられる。この方面の研究では、近年の日本において相当の進展が見られる。特に、戴震や段玉裁の『尚書』考証が目指したものを、本論文は漢代の『尚書』の復元であろうと推測するが、むしろ古の聖人（孔子等）の精神に迫ることが彼らの目指すものであったとする研究が登場している。今後は、こうした具体的な事項についての解明をも含めて、著者の清朝考証学への理解をさらに深めることが期待されよう。

3. 結 論

本審査委員会は、2011年12月13日と2012年1月15日に外国語試験（仏語と英語、筆答）を実施して、ともに合格と判定した。また、2012年2月17日に学位論文とそれに関連ある科目試験を口答によって実施した。

その結果、以上の評価に基づき、本審査委員会は全員一致をもって、山口謡司氏は博士（中国学）の学位を授与される資格があると判断し、ここに報告する。